

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第1回美幌町まち・ひと・しごと創生推進委員会
開 催 日 時	平成28年6月6日(月) 16時30分 開会 17時30分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ会議室1
出 席 者 氏 名	横山委員、城委員、石川委員、信太委員、田村委員、吉江委員、 村田委員、端委員、水島委員、
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	小室政策主幹、森久保計画担当主査、長尾政策担当主事
議 題	1 開 会 2 まち・ひと・しごと創生基本方針2016 3 地域再生計画について 4 美幌版総合戦略に係る事業の進捗状況について 5 今後について
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	3名(報道機関)
会 議 資 料 の 名 称	・レジュメ ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016【書類番号1】 ・地方創生推進交付金の概要【書類番号2】 ・地方創生に係る特徴的な取組事例【書類番号3】 ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の概要【書類番号4】 ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)活用の手引き【書類番号5】 ・地域再生計画認定申請マニュアル(抜粋)及び計画記載イメージ【書類番号6】 ・平成28年度の地域再生計画の認定スケジュールのイメージ【書類番号7】 ・附属資料アクションプラン ・企画書(美幌町まちづくり参画プロジェクト)案 ・地域おこし協力隊について ・アクションプラン追加事業
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
司会：横山会長	定刻より少し早いですが、ただ今より平成28年度第1回目の美幌町まち・ひと・しごと創生推進委員会を開催します。 年度が替わりまして、所属している団体の異動によりまして、委員の方が変わっていますので、こちらから紹介をさせていただいて、自己紹介をお願いしたいと思います。 美幌高校の校長先生で、前任の岸田校長先生から田村校長先生に変わられましたので、ご紹介も含めまして、一言挨拶をお願いします。
田村委員	初めまして。岸田校長の後任として着任しました田村と申します。前任は十勝の更別高校にいました。向こうにいたときにも、町の関係の委員などには参加しておりまして、27年度は地方創生元年だと言われていまして、その中でも、人づくり、教育という部分は重要になってくるんだろうと思っています。 美幌高校も様々な課題がありますけれど、皆さまとご協力させていただきながら、町の活性化のために頑張っていきたいと思いますので、皆さまどうぞよろしくお願いします。
横山会長	ありがとうございました。 続きまして、事務局であるまちづくりグループも4月の異動で変わっておりますので、事務局の方から自己紹介を兼ねてをお願いします。
小室政策主幹	皆さんどうもご苦労様です。4月1日付の人事異動で、商工観光グループの方から、まちづくりグループの政策主幹として異動となりました小室と申します。どうぞよろしくお願いします。前職の時に、色々と皆さまにお世話になりまして、新ためて今までのことに対してお礼申し上げます。 事務局におきましては、総合計画の関係で、那須主幹がおりましたけれども、総合計画の完成に伴いまして、新たに総合戦略は政策担当で推進していくこととなりました。 担当の主査に変わりはなく、前年度に引き続き、森久保が担当します。ただ、名称は変わりまして、計画担当となっています。そして4月異動でこの政策担当となった長尾です。
長尾政策担当主事	この4月に納税担当からまちづくりグループに異動となりました長尾と申します。よろしくお願いします。本日は勉強させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。
小室政策主幹	本日この会議には出席しておりませんが、政策担当主査の伊藤を加えた計4人で、今年度は推進していきますので、よろしくお願いします。 また、本日総務部長の広島が会議のため欠席となっております。ご了承くださいと思います。以上、重ねてよろしくお願いします。
横山会長	ありがとうございました。新任の田村校長先生を始め、事務局も変わりましたので、この体制で今後進みたいと思います。皆さまどうぞよろしくお願いします。 それでは議事の方に入らせていただきます。本日は、まち・ひと・しごと創生基本方針や地域再生計画といった国の動きと、美幌版総合戦略に係る事業の進捗状況について、町の動きをそれぞれ事務局からその説明が行われるとのことです。では始めに、レジュメの2「まち・ひと・しごと創

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
横山会長 森久保計画担当主査	生基本方針２０１６」と、関連する内容と言うことで、続けて３の「地域再生計画について」を事務局から説明をお願いします。 では、私の方から２つ続けて、説明させていただきます。国の動きということで、一つ目、「まち・ひと・しごと創生基本方針２０１６」ということで、資料番号１をご覧ください。 これは、先週の６月２日に閣議決定された国の方針でして、お配りしている資料は全体像となっています。昨年１２月に、国の創生総合戦略が改訂されましたが、この基本方針はその内容を包括したものとなっていますので、細かな説明は省略させていただきます。 新たに加わった部分として、右端の「５多様な支援」にある、「財政支援」において、「地方創生推進交付金や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」という制度が新設されました。地方創生推進交付金については、以前からこの会議で名前を出していましたが、改めてその制度について簡単に説明させていただきます。 書類番号２をご覧ください。地方創生推進交付金は２８年度に新設された交付金でして、今年度の予算額は交付金ベースで１０００億円、そして同じ額の地方負担が求められていますので、事業費ベースでは２０００億円となっていますが、要は交付率が２分の１ということです。 事業概要・目的とありますが、２８年度からの地方版総合戦略の本格的な推進のために用意された交付金です。そのため、総合戦略は２７年度から３１年度までの期間が設けられていますので、③の地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保できるようなものとなりました。 昨年度実施されていた交付金は、１０分の１０で地方負担が伴わないものでしたけれども、単年度限りとされていたので、そうしたことに比べますと、複数年度の計画が立てることができますので、安定的な制度に変わったと言えます。 右の欄に、事業イメージ・具体例とありますが、分かりづらいので、資料番号３として「地方創生に係る特徴的な取組事例」を配布しています。これはお時間のあるときにご覧いただければと思いますが、国がこれまで活用された交付金の中で、参考となるような全国を取組をまとめたものになります。地方創生の交付金は、これまでの各省庁が持っている補助金では対処しきれないような部分に支援を行うものでありますので、この事例を参考にしながら、交付金の活用方法を考えていきたいと思います。 ある意味、これまでの縦割りの補助事業と異なり、交付対象となるものはある程度自由ではありますが、その分条件も厳しくて、他の市町村と連携しなさいとか、１つの事業で２つ以上の分野に効果を及ぼすことなど、クリアすべきものは数多くありますので、実施についてはハードルが高いものとなっています。 そしてこの交付金を活用するためには、書類番号２に戻っていただいて、先ほどの事業イメージ・具体例の中の「手続き」に、「対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定」とありますように、地域再生計画を事前に作成することが求められています。 現在、美幌町では、２８年度当初の段階において、この交付金に申請するような事業はありませんが、２８年度中には、この交付金に乗れるような事業を考えているところです。以上で、地方創生推進交付金の概要説明を終わります。 続きまして、今年度新たに設けられたもう一つの特例措置についてご説

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
森久保計画担当主査	明いたします。書類番号4をご覧ください。 「地方創生応援税制」、別名で「企業版ふるさと納税」と呼ばれるものです。簡単に言いますと、地方公共団体による地方創生の事業に寄付した企業に対し、税額控除の措置がとられるという特例措置が新設されました。 これにより、地方公共団体は財政負担が軽減され、寄付した企業は税額控除が受けられるということで、双方に利益のある制度となっています。 制度の流れとしましては、書類番号5をご覧ください。4ページに「2. 地方創生応援税制の主な流れ」とありまして、まず、①として、地方公共団体は事業の企画を行い、それを寄付してくれる企業を探すことから始まります。1社以上の寄付見込みが立った時点で、国に地域再生計画の認定申請を行います。そこで、国に地方創生応援税制の適用を受けるにふさわしい事業と認定されましたら、事業を公表し、広く企業から寄付を募ることも可能となります。実際に寄付を受けるのは、事業費が確定した後となりまして、事業費を超えない範囲で寄付を受け取ることができます。そのため、場合によっては、地方公共団体の財政負担をかなり軽くすることも可能となります。 この企業版ふるさと納税は、国の交付金と併用はできませんので、国のお金が入るわけではないのですが、国の認定審査を受けなければならないので、認定申請前に企業に寄付見込みの承諾を得ていても、国に認定されなければ実施できません。そうした意味では、いくら企業がこの事業とていいね、寄付するよと言っても、結局は国の地方創生のメガネかなった事業でないと、実施できないものとなっています。ただ、地方創生推進交付金と異なり、施設整備などのハードに特化した事業にも活用できますので、こちらにつきましても、今後の活用を考えています。 以上が企業版ふるさと納税の説明でして、これで次第の2の説明を終わります。 では、続いて次第の3「地域再生計画」について説明します。 先ほどの地方創生推進交付金及び企業版ふるさと納税の説明の中で出てきた「地域再生計画の認定」とありましたが、その「地域再生計画」について、5月23日にその申請マニュアルが示されました。書類番号6として地域再生計画認定申請マニュアルの目次のみをお配りしていますが、これは単に計画に係る記載内容の注意事項と言うべき内容ですので、説明と資料は省略します。 地域再生計画の記載内容についてですが、記載イメージを5ページ目以降に添付しています。地方創生推進交付金に関係した地域再生計画が5ページ目から8ページ目となっておりまして、5ページ目の2行目をご覧くださいと、「地方創生推進交付金の事業の詳細は、別途作成する交付金実施計画に記載してください」とあるように、この交付金を活用するためには、更に詳細な内容を記載した実施計画も必要となってきます。 次に、9ページ目をご覧ください。こちらが企業版ふるさと納税の地域再生計画の記載イメージとなっています。地方創生推進交付金とは異なり、この計画書のみで進めることができます。 どちらも言葉を尽くして分かりやすく簡潔に記載するようにと国からは言われています。 そしてこの認定スケジュールなのですが、書類番号7をご覧ください。 第37回というのは、今回の新しい支援措置は対象外となっているため、関係ありません。 次の、第38回というのが企業版ふるさと納税、第39回が地方創生推

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
森久保計画担当主査	進交付金に関係した認定回となります。認定申請の締切は6月中旬となっていますが、これは本申請の締切で、これに申請する前には必ず事前相談というものが必要でして、その締切は既に過ぎています。 今回、美幌町はこの回の申請を見送っています。これらの支援措置を活用する意向は持っているのですが、まだ事業構築や推進体制が整っていません。そのため、第40回以降の認定申請を目指して現在関係者と話を進めている最中です。 内容については、推進委員にもなっている商工会議所の横山会長や観光物産協会の信太委員にはお話ししていますが、観光に関係した部分で、広域での実施を考えています。もう少し内容が固まった段階になりましたら、皆さまにも審議をしていただきますので、よろしく願います。以上で、レジュメ2と3の説明について終了します。
横山会長	関連して2番、3番を続けて説明がありました。何か質問等ありますでしょうか。
村田委員	企業の寄付金事業について、例えば寄付する企業がその事業に入ってきて、利益を受けるのは大丈夫なのですか。
森久保計画担当主査	その企業に利益を生むようなものは禁止されていると思います。申し訳ありませんが、調べてみます。
村田委員	それでは、企業としては、税金のメリットだけということですね。
小室政策主幹	基本はそうなります。
横山会長	この企業版ふるさと納税は、5千万の事業費であったとして、寄付金が5千万に達したら終了ということになるのでしょうか。また、2千5百万だったら残りの部分はどうするのでしょうか。
小室政策主幹	これは町の一財で実施するものに対して認められるものですので、国の他の交付金や補助金が入るものとは併用できません。今ご質問のありました5千万の事業費に対し2千5百万しか寄付が集まらなかったら、残りは町の持ち出しということになります。
横山会長	満額寄付があった場合は、持ち出しはゼロということですか。
小室政策主幹	そうです。5千万以上の寄付が集まっても、事業費以上の寄付は受け取れないことになります。
横山会長	あとよろしいですか。それでは、続きまして、4番目の「美幌版総合戦略に係る事業の進捗状況」についてということで、事務局から説明をお願いします。
小室政策主幹	美幌版総合戦略に係る事業の進捗状況についてということで、今年度連絡・調整や実施としているもののうち、走り始めている3つの事業について説明します。 どちらも地域の活性化や地域住民の理解や認知が必要な事業となっていますので、まずは推進委員の皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
小室政策主幹	附属資料アクションプランの19ページをご覧ください。「美幌町まちづくり参画プロジェクト」ということで、地域の高校を活用し、学生ならではの意見・アイディアを出し合い、日頃からまちづくりに参画してもらうことで、地域の未来を考え、まちづくりへの意識向上を図り、地元に残る、もしくは帰ってくる学生を育成する」ということを事業内容・目的としているものですが、現在、美幌高校の地域資源マテリアル班と話が進められています。別添の企画書とびほろ笑顔プロジェクト（養豚編）という冊子をご覧ください。マテリアル班が研究している美幌豚の飼育や豚の糞で作られた堆肥、そしてその堆肥を活用して栽培された野菜のことが、分かりやすくマンガとなっています。このマンガはマテリアル班の生徒が監修した内容で、これを活用して町内の小学校もしくは中学校に、マテリアル班の生徒自らが出前授業を行うことを計画しています。 これにより、高校生の人材育成と、小・中学生への郷土愛醸成、そして町内中学生の美幌高校進学率を高める狙いがあります。その他、豚糞堆肥を活用して栽培された野菜の加工品開発と、野菜と美幌豚を使った美幌町の新たなB級グルメの開発も計画しています。このプロジェクトは、マテリアル班の顧問である三浦先生と、商工会議所の伊藤課長と話し合いを進めていまして、プロジェクト自体は早ければ6月末、遅くとも9月くらいには始動する予定となっています。 企画書の事業概要の真ん中ほどの「活動内容案」の①において、マテリアル班の生徒を「ビホロ アグリ ピッグ プロモーター」通称BAPP（バップ）というものに、町長から任命をする予定となっています。高校生の人材育成ということもあり、高校生自らが責任を持ってやってもらいたい、また意欲の向上につなげたいという先生からの思いがあり、それを受けて町から推進員として委嘱することになりました。単語の組み合わせではありますが、美幌の農業と養豚を推進する人という思いを込めています。また、高校生という若い人たちですので、横文字っぽいものと考えてみました。もし、もっといい名称があれば、ご意見をいただきたいところですが、この会議の終了後でも思いついたことがあれば、ご連絡ください。 次に、今年度走り始めているもう一つの事業として、「地域おこし協力隊」があります。制度内容としては、別添に総務省の資料をお配りしています。都市地域から条件不利地域に住民票を異動した人を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、その協力隊員に一定期間、地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る制度となっています。身分としては、町の職員、臨時職員か委託職員かになります。地方創生が始まる前からあった制度ですが、都市から地方へのひとの流れを作るということで、地方創生の流れに沿っていることもあり、支援内容がより強化されました。 美幌町では、29年4月からこの協力隊員を迎え入れるため、現在は地域の受け皿となる団体のニーズをまとめている最中です。今までのところ、約4件の要望が上がっています。内容については、まだ精査前の段階ですので、お話しできませんが、いずれもこの制度の支援が終わった後の4年後のこと、つまり協力隊員が引き続きこの美幌町に残って、地域で自立した活動をしてくれるようなことを含めて考えてくれていますので、円滑な推進体制を整えていきたいと思っています。最後に、アクションプランに掲載していなかった事業について、1つ実施に向けて動き出したものがありますので、美幌版総合戦略改訂規程に基づき、軽微な変更としてアクションプランに追加する事業について説明します。 最後に添付した資料で、アクションプランの5ページを抜粋しています。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
小室政策主幹	基本戦略１の産業振興に関係した箇所、分類としては、観光業になります。施策は「地域資源を活かした滞留型観光の推進」ということで、観光に資する内容となっています。 追加した事業は上から２つめの「まちのセールスマン応援事業」です。美幌町の景観や公共施設、特産品などを掲載したミニPR紙を作成し、美幌町民が町外・道外で名刺等を配る際に活用してもらい、町全体で美幌町のPRを図るものとなっています。町の職員から、職員が名刺を配るのは同じ地方公共団体が多いので、そうした人以外の広く人脈を持つ町民自身がPRすればどうだろうかという提案がありまして、当初は、名刺の裏にそうしたPRを印刷したらどうだろうという内容でした。 これを受けまして、以前、村田委員からご提案いただいた「観光大使養成事業」という、やはり第３者を活用して美幌町をPRしようという内容のものでしたが、その考え方の一部をいただきまして、PRのための媒体紙、ミニPR紙を作成することとなりました。これは来週から始まる６月定例会において予算化され、希望者には活用できるものとなっています。 以上が、美幌版総合戦略の進捗状況になります。よろしくお願いします。
横山会長	ありがとうございました。今ご説明のありました進捗状況について、何かご質問はございませんか。
小室政策主幹	田村校長先生はこのまちづくり参画プロジェクトのお話は、お聞きになっていたでしょうか。
田村委員	先ほど横山会長から聞きました。
小室政策主幹	まちづくり参画プロジェクトということで、美幌の高校生を活用した事業を今年１年は連絡調整として考えていたのですが、昨年の段階でこの冊子を作成したということ、自分が畜産クラスター協議会に参加していた関係で聞いておりまして、その後異動になってこのまちづくりグループに来たときに、この事業を知りましたので、とても良い取組なので、この事業でできないかということで始まったものとなっています。 高校生が主体の取組でして、今回はマテリアル班が主体となっていますが、他にも色々な班がありますので、そちらの方にも是非手を挙げていただいて、町の活性化に一躍買っていただければと思います。また、行政側もバックアップできる体制を整えて、支援を行っていきたいと考えております。これは、ゆくゆくは美幌の町の活性化、美幌の町に資するものでありますので、こういった部分で高校生の皆さんと、更には、若いうちから育てると言うことで、小学生・中学生に授業として知っていただいて、誇りに思ってもらえるまちづくりを目指しております。まだ詰めなければならない部分もありますが、進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
村田委員	地域おこし協力隊の要件の都市地域とはどの地域を指すのですか。札幌なのか、旭川か、北見でもいいのか。また、年齢制限はあるのですか。
森久保計画担当主査	まず、都市地域なのですが、美幌町は昨年過疎指定を受けましたので、対象となる都市地域の範囲が広がりまして、東京や大阪といった大都市だけでなく、札幌、北見、網走も対象となっています。同じような過疎指定を受けている市町村は対象外と考えると、かなりの地域が対象となります。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
森久保計画担当主査	年齢制限については、そういった制限はありません。何歳でも応募できるのですが、募集に係る要件は市町村の方で決めることができます。こういうことに意欲のある何歳から何歳までの人を募集します、といった募集が可能です。
小室政策主幹	募集においては、面接を行う前に、適性試験を行うことになっていますので、募集から面接などをサポートしてくれる業者、地域おこし協力隊の導入に非常に精通している業者ですけれども、北海道観光まちづくりセンターがそこはしっかりとふるい落としをかけてくれることになっています。近いところだと、津別町に50歳代の隊員がいたと思います。この資料にあるように、約4割が女性で、約8割が北海道では30代から40代が主だと聞いています。働き盛りの人たちが応募してきているのかなと思います。
村田委員	網走とか北見とか、そういった近隣から引っ張ってくるのは、地域の人との引っ張り合いになってしまうので、あまりよろしくないかなと思います。
小室政策主幹	我々も取り合いは考えていませんので、面接は東京と札幌の2カ所を予定しています。
横山会長	いつの道新だか忘れましたが、このオホーツク管内で隊員が2名いて、遠軽出身者が隊員となって来ているとありましたが、そういうのも大丈夫なのですか。
小室政策主幹	今の事例は北見市ですね。
森久保計画担当主査	はい、遠軽町出身の方ですが、北見市の協力隊員になる前に、札幌で働いていたということで、前の住民票が都市地域にあった方です。あくまで前の住民票が都市地域にあることが条件で、それ以上の規定はありません。
小室政策主幹	Uターンも大丈夫となります。ただ、前の住民票が都市地域になれば駄目ですよということです。
城委員	外国人は想定されていますか。
森久保計画担当主査	はい、対象となります。現に入っているところもぼつぼつあると聞いています。制度としては適用されます。
城委員	外国人研修生が3年間やってそのまま残りたいと言った場合、こういった制度を利用できればいいですね。
森久保計画担当主査	そうですね。特に外国人観光客が多い地域で、募集が始まっていると聞いたことがあります。
横山会長	他、ございませんか。吉江支店長、いかがでしょう。
吉江委員	イメージがわきにくいのですが、そうした人たちの給与はどうなるのですか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
小室政策主幹	すいません、説明を省いた部分だったのですが、総務省の支援としまして、1人頭人件費、給与ですが、上限200万円まで手当てしてくれます。更に、活動費として200万円。合わせて隊員1人当たり400万円を上限として手当てされます。給与だけの部分となりますと、200万円ですので、月割りすると1ヶ月16万超となります。他の自治体を見ますと、大体がプラスして、例えば19万円とかにしているところがあります。そうした部分については、美幌では今後、導入に係る要綱等を作成する際に、臨時職員などの給与の規定もありますので、それらを参考にしながら、美幌はどれだけが適正かを考えて決めていきたいと思います。
吉江委員	賃金として出すということですか。
小室政策主幹	そうです。例えば、美幌町は月20万円にしますといった場合、年240万円となりますので、40万円の部分は、町が持ち出しをするというハラを決めなければならないということです。
吉江委員	イメージしづらいと言いましたが、こうしたことをしてもらいたいから来てもらいたい、ということですが、そうした事業ってあるのかなと思います。協力隊を否定するのではなく、住む場所とか給与とか、美幌町がどこまで本気なのかが分からない。この制度があるから、ただ乗るだけなのか、それとも本気で移住者を募るための手段としてこの制度を活用するのか。そこが見えてこないで、イメージがしづらい。
小室政策主幹	この制度は我々だけで導入できる制度ではありませんので、地域要望が必要となってきます。そのため、地域の方々、地域の団体・企業を想定していますが、様々な団体に声を掛けさせていただいています。やりたいことがあるんだけど、人出も足りないし、でも軌道に乗るまでの人件費を出すのも苦しい、そういったことについて、こうした制度を活用してやってみませんかと声を掛けさせていただきました。その中で出てきたのが、今のところ4つの事業です。 本気度についてですが、町としては、使える制度は使いながら、移住に向けた施策をしなければならないと考えています。ただ、定住という意味においては、外部の人を呼ぶのではなくて、今いる人に手当てしてあげて、そうした人たちを残す定住化というものもあるかと思いますが、残念ながらこの地域おこし協力隊の制度では、そうした支援はないと言うことです。これは、外部の力を借りて、美幌の今いる人たちだけでは見えない良いところを掘り起こしてもらって、外部目線による発展を期待してこの制度を活用していこうということで始まっています。そのため、制度の活用に関しては、本気度はあると解釈していただければと思います。
吉江委員	他の市町村は結構導入してますよね。
小室政策主幹	そうですね。本日の資料にはつけていませんが、事例紹介の中には、伝統工芸について、後継者不足で店をたたまなければならないといったところに、協力隊員をあてがって、3年間でそのノウハウを伝授して、そのまま後継者として活用するパターンもございます。美幌町においても、そうした活用が1件上がってきておりますけれども、今後、お店にとってそうした活用を望む場合は、後継者づくりということも視野に入れていきたいと考えています。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
吉江委員	例えば、そういったところが、給与出すから使わせてくれないかと言った場合はどうなりますか。
小室政策主幹	給与については、最大3年間は町職員の身分になりますので、その後についてそうした対応で受け入れていただきたいと思います。
吉江委員	企業が活用することも可能ですか。例えばある会社が、人が足りないのでこれを活用したいといった場合とか。
森久保計画担当主査	可能ではありますが、これを活用する企業にお願いしたいのは、この支援制度が無くなった4年後のことをきっちりできるのかどうかに係っていると思います。この3年間、我々含めた地域の人たちが、その隊員が定着するための環境づくりをしてあげられるかを判断して決めていきたいと思っています。そのため、そういったことを考えられる団体であればどこでも可能と言えます。
小室政策主幹	一企業が後継者含めてこの制度を活用したいといった場合、募集する際の要件としては、そこだけの仕事をしてくれとはならないと思います。その地域に密接に関わっていくために、その企業・団体が関係するところにも行って、知ってもらうような行動計画を練りながら導入を進めていくことになると思います。
横山会長	身分としては役場職員となりますので、町がそうした身分を用意してまで活用するのかという本気度は確かに気になりますね。
小室政策主幹	資料にあるとおり、約6割の人が同じ地域に定住とありますので、何を持って定住とするのかは書いてありませんが、そのまま残っているというデータが出ています。
横山会長	住宅は確保してあげるのですか。
小室政策主幹	住宅につきましては、これから決めていきたいと考えています。例えば、職員住宅に入れるとか、活動費200万円の中で家賃を見てあげるとかもできますので、活動の中身を見ながら、財務と話し合いながら、あらゆる手法を考えていきたいと思っています。住宅の確保だけでなく、足の確保も重要になってくるのかなと思っています。レンタカーにするのか公用車代わりに何かあてがうのか、そこも含めて、事業が決まりましたら考えていきたいと思っています。
吉江委員	何人ぐらいを考えていますか。
小室政策主幹	当初は3名を想定していました。
吉江委員	毎年3名程度を導入する予定ですか。
森久保計画担当主査	ニーズがあれば、それに応じた人数を入れていきたいと思っています。
小室政策主幹	ニーズを聞いて、それに対応した事業内容を精査して、導入できると判断できたものを募集したいと思います。現時点で4件のニーズがあり、そ

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
小室政策主幹	れを全て入れるのかは、今後精査していきます。 毎年3名程度をこの制度を活用して転入を促せば、移住対策にもなりますし、北見の協力隊員で横浜から来た方は、家族持ちで小さなお子さん2人いる家庭ごと来たということで、1人だけでなく更なる効果が見込めるものであります。
森久保計画担当主査	この制度は、導入した後のフォローもしっかりしなければならないものでして、そのフォローについても、契約している北海道観光まちづくりセンターにお願いしています。また、観光関係に隊員が入りましたら、その担当部局である観光担当が面倒を見ていかなければならないのですが、そこで一気に入ってしまったら対応仕切れない箇所が出てくると思いますので、そこら辺も考慮に入れながら、導入を考えていきたいと思っています。
小室政策主幹	フォローもそうですが、来たときのサポートは、受入団体だけでなく、同世代の人たちとか自分も移住者だよという人とか、そういったネットワーク、バックアップ体制も整える必要があると感じています。心強いお言葉をいただいたこともあります。事例で出てくるのは、消防団に入ってもらって、地域の活動を行うとか、観光や自治会のイベントに幅広く携わってもらいながら、地域の人たちと懇親を深めていくことを考えています。入れました、仕事しました、後は知らない、ということを行政としてもしてはいけないと思っていますし、受入団体を含めた地域の人たちの協力をお願いしたいと思っています。
石川委員	給与の200万円についてですが、一月あたり約16万円ちょっと。これに受入側が上乗せして払うことは可能ですか。16万円ではいい人材は来ないと思うので、最初からこちらが上乗せした金額をプラスした賃金を提示して、募集を行うことは可能ですか。
小室政策主幹	協力隊員の設置要綱をこれから作成していくのですが、アルバイトを認めるケースと認めないケースがありまして、これを認めるケースを取れば、受入団体の方が上乗せすることもできるかもしれません。募集条件において、そうしたことを含めてできるのかは、申し訳ありませんが、サポートしてくれる北海道観光まちづくりセンターに聞いて、確認します。
石川委員	こちらとしては、働き盛りのいい人材に来て欲しいので、そうしたことができないのか。
小室政策主幹	募集時に、基本給は16万円で、別途受入団体から支給される場合もあり、という内容ですね。それで優秀な人材を集めたいということですね。すいません、今お答えすることができませんので、調べておきます。
横山会長	他、ございませんか。それでは、レジュメの最後、今後について、事務局から説明をお願いします。
小室政策主幹	今後についてということで、申し訳ありませんが、今年度の会議は、我々の都合で全6回を予定しております。 本日が第1回目ですので、後5回の会議を予定しています。8月までにあと2回ほど会議を開いて、その中でPDCAサイクルの前年度事業の審査・検証をしていくことを考えています。

